

人権が尊重される三重へ

差別を解消するための3つの法律が施行されて5年めを迎えました

「世界人権宣言」の第1条には、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利において平等である」とうたわれていますが、現在もお、さまざまな人権問題が発生しています。

差別をなくし、人権が尊重される社会を作るため、平成28年に3つの法律が施行され、5年めを迎えました。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
2016（平成28）年4月1日施行

障がいがあることを理由にして、差別することを禁止しています。また、障がいのある人から、「こんなことをしてほしい」などと求められたときには、状況に応じて配慮の提供が必要です。障がいのある人もない人も、一緒に安心して暮らせる社会をつくりましょう。

なお、県では、平成31年4月1日に「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が全面施行されました。

ヘイトスピーチ解消法

「本邦外出生者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」
2016（平成28）年6月3日施行

特定の民族や国籍の人びとを社会から排除しようとする差別的な言葉や行動を「ヘイトスピーチ」といい、人を大きく傷つけるもので、決して許されません。

ヘイトスピーチをなくす必要性を一人ひとりが理解し、ヘイトスピーチのない社会をつくりましょう。

部落差別解消推進法

「部落差別の解消の推進に関する法律」
2016（平成28）年12月16日施行

いまなお部落差別が残っており、インターネットなどが便利になっている中で、部落差別に関する状況の変化が起きていることをふまえ、この法律が制定されました。日本国憲法では、すべての人に基本的人権を保障しています。わたしたち一人ひとりが「部落差別は許されない」ことを理解し、部落差別のない社会をつくりましょう。

また、県では、不当な差別をなくし、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するため、この「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定しています。

人権が尊重される三重をつくる条例（平成9年10月施行）の主な内容

人権尊重について、県及び県内で暮らしたり、事業を営むすべての人の責務等を明らかにするとともに、人権尊重に向けた取組の基本的なことがらを定めています。県の人権問題への取組を推進することで、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を目的としています。

- 県は国、市町及び関係団体と連携協力しながら、人権が尊重される社会の実現に関する施策を積極的に推進します
- 県民の皆さんは、県が実施する人権施策に協力するとともに、ご自身の人権意識を高めていただく努力をお願いします。また、お互いに人権を尊重し、人権を侵害してはいけません。

これらの法律や条例の趣旨を私たち一人ひとりが理解し、あらゆる差別を解消し、ともに人権が尊重される社会を作っていきましょう。